

新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する  
「まん延防止等重点措置」と「緊急事態措置」について

		緊急事態措置	まん延防止等重点措置
政府が公示	区域	都道府県	特定の区域 (基本的に都道府県単位を想定)
	期間	原則2年	原則6カ月
	発出要件	全国的かつ急速なまん延により国民生活・国民経済に甚大な影響を及ぼす事態等が発生したと認めるとき	当該都道府県に感染拡大のおそれ認められる場合であって、医療提供に支障が生じるおそれがあると認められるとき
知事の要請内容等	実施区域	知事が定める区域 (県全域、市町単位等)	知事が定める区域 (市町単位等を想定)
	要請内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外出自粛要請</li> <li>・ 施設の使用制限 (時短要請、休業要請)</li> <li>・ 催物の開催制限</li> <li>・ その他の措置 従業員に対する検査受診勧奨、入場者の整理・誘導、発熱等の症状を呈している者の入場の禁止、手指の消毒設備の設置、事業を行う場所の消毒、入場者に対するマスク着用等の感染防止に関する措置の周知、当該措置を講じない者の入場の禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業時間の変更(時短要請) (休業要請なし)</li> <li>・ その他の措置 従業員に対する検査受診勧奨、入場者の整理・誘導、発熱等の症状を呈している者の入場の禁止、手指の消毒設備の設置、事業を行う場所の消毒、入場者に対するマスク着用等の感染防止に関する措置の周知、当該措置を講じない者の入場の禁止</li> </ul> <p>※業態ごとの新規陽性者数、クラスター発生件数、発生動向等を勘案</p>
	要請対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民</li> <li>・ 学校、社会福祉施設、興行場、その他多数の者が利用する施設管理者等</li> </ul>	措置を行う必要があると認める業態(※)に属する事業者
	罰則	命令に違反した者に <u>30万円以下の過料</u>	命令に違反した者に 20万円以下の過料